

規制改革会議
貿易タスク・フォース

平成19年11月20日
財務省提出資料

1. 現状の執務状況について

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 成田空港税関における、曜日別（年間平均）時間帯別（1 H単位）の通関件数についてご教示願いたい。(2) 成田空港における通関担当税関職員の勤務シフト（曜日別）がどのようなになっているのか、サンプルとして本年10月における1週間のシフト表をご提示願いたい。 |
|--|

(回答)

- (1) 成田空港を管轄する成田航空貨物出張所及び成田南部航空貨物出張所における、曜日別（年間平均）時間帯別（1 H単位）の通関件数は、別紙のとおりである。
- (2) 成田航空貨物出張所及び成田南部航空貨物出張所における通関部門については、成田空港における通関需要に適切に対応するため、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」等に基づき、24時間の通関体制を整備しているところ。

2. 臨時開庁について

- (1) 税関の通常執務時間は、現在平日の 8 : 30 ~ 17 : 00 とされているが、これが定められた年代はいつか、また臨時開庁制度が開始された年代はいつか、ご教示願いたい。
- (2) 成田空港において、植物防疫、動物検疫、食品検査の各施設は土日も無休で執務しているにも拘わらず、税関のみが土日を臨時開庁扱いとするのは何故か。また、平日の執務時間についても、税関の通常執務時間が他の施設と比較し、最も短いのは何故か。
- (3) 成田空港において、日系航空会社の国際線を例にとると、税関通常執務時間外に到着する貨物便及び旅客便は 162 便中 88 便/日*であり、半数を超える便の貨物が日常的に臨時開庁申請を必要としている。結果、成田空港で作業する通関業者は臨時開庁申請を日常的に行わざるを得ない状況になっている。一方でその対応のため、税関職員も実質的に常駐しているのが実態であると判断されるところ、申請手続そのものの必要性に疑問が生じている。従って、税関の通常執務時間については、港湾も含めた全国一律での対象時間の設定は行わず、それぞれの場所における固有の需要を勘案して柔軟に対応するよう見直していくべきと考ええるが如何か。

※定期航空協会提出の平成 19 年あじさい要望より抜粋。

(回答)

- (1)(2) 臨時開庁制度は、税関の執務時間外において通関手続を求める者に対し、事前の申請を求めることにより、税関ができる限り職員を配置する等の対応をとることにより、そうした需要に応えるための制度であり、1873 年から開始されている。また、その際の対応に要する費用については、受益者負担の観点から一定額を通関手続を行う者から徴収している。

植物防疫等においては、臨時開庁のような制度は有しておらず、夜間等の行政需要に対して、自らの判断により一定時間(内閣府の資料によれば動物検疫は平日 21 時迄)事務所を開けておくことで対応しているが、それ以降は対応していないものと承知している。

一方、税関は水際において最終的に全ての貨物の輸出又は輸入の許可権限を行使する立場にあるため、執務時間外の全ての行政需要にできる限り対応する必要があることから、事前の申請に基づき 24 時間対応するなど、特別の制度を設けているものである。

また、成田空港においては、通関需要に対応した適切な人員配置を行うことにより、24 時間の通関体制を整備しているところであるが、臨時開庁制度については既に御説明したとおりであり、税関が執務を実際に行っている時間と同制度を前提としていない執務時間は結び付くものではない。

なお、主要国においては、臨時開庁手数料を徴収していない場合は、米国のように受益者負担の観点から執務時間内外にかかわらず通関手数料を徴している。

- (3) 税関においては、主要空港・港湾等において、それぞれの通関需要に的確に対応するため、交代制勤務等を行うことにより職員を常時又は一定時間配置しているところである。

5. 執務時間の 24H365 日化について

成田空港における税関執務時間 24H365 日化へ向け、課題があるとすればそれは何か。またその解決には何が必要と考えるか。忌憚のないご意見を伺いたい。

(回答) 成田空港では、従来から 24 時間の通関体制を整備しているところであり、臨時開庁制度の下において、同空港の 24 時間 365 日化に既に対応しているところである。